（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十一条第一項の規定による特許料の軽減の申請手続等に関する省令の一部改正）

第四条　地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十一条第一項の規定による特許料の軽減の申請手続等に関する省令（平成二十九年経済産業省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（特許料軽減申請書の様式） **第一条**　地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律施行令（以下「令」という。）第三条第一項の申請書は、一の申請ごとに様式第一により作成しなければならない。	（特許料軽減申請書の様式） **第一条**　地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律施行令（以下「令」という。）第三条第一項の申請書は、一の申請ごとに様式第一により作成しなければならない。ただし、特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第百七条第一項に規定する第四年から第十年までの特許料を別に納付する場合は、その都度、様式第一により作成しなければならない。
様式第一（第一条関係） 【書類名】　特許料軽減申請書（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律） （【提出日】　平成　年　月　日） 【あて先】　特許庁長官　殿 【出願の表示】 【出願番号】 【申請人】 【識別番号】 【住所又は居所】 【氏名又は名称】 【代理人】 【識別番号】 【住所又は居所】 【氏名又は名称】 【申請の理由】 ［削る］ 【提出物件の目録】	**様式第一**（第一条関係） 【書類名】　特許料軽減申請書（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律） （【提出日】　平成　年　月　日） 【あて先】　特許庁長官　殿 【出願の表示】 【出願番号】 【申請人】 【識別番号】 【住所又は居所】 【氏名又は名称】 【代理人】 【識別番号】 【住所又は居所】 【氏名又は名称】 【申請の理由】 【納付年分】　第　年分 【提出物件の目録】
（備考） 1～3　［略］ 4　「【出願の表示】」の欄の「【出願番号】」には、設定登録前に特許料を申請するときは「特願○○○○－○○○○○○」のように特許出願の番号を記載し、設定登録後に特許料の第4年分以降を申請するときは「【出願の表示】」を「【特許番号】」とし「特許第○○○○○○○号」のように特許番号を記載する。 5～13　［略］ ［削る］ 14～19　［略］ **様式第二**（第二条関係） ［略］ （備考） 1・2　［略］ 3　その他は、様式第一の備考一から三まで、備考五から十二まで及び備考十四から十九までと同様とする。 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（備考） 1～3　［略］ 4　「【出願の表示】」の欄の「【出願番号】」には、特許料の第一年分から第三年分まで又は特許料の第一年分から第三年分までと同時に第四年分以降を申請するときは「特願○○○○－○○○○○○」のように特許出願の番号を記載し、設定登録後に特許料の第四年分以降を申請するときは「【出願の表示】」を「【特許番号】」とし「特許第○○○○○○○号」のように特許番号を記載する。 5～13　［略］ 14　複数年分を納付するときは、「【納付年分】」の欄に「第何年分から第何年分まで」のように記載する。 15～20　［略］ **様式第二**（第二条関係） ［略］ （備考） 1・2　［略］ 3　その他は、様式第一の備考一から三まで、備考五から十二まで、備考十五から二十までと同様とする。

（経済産業省関係福島復興再生特別措置法施行規則の一部改正）

第五条　経済産業省関係福島復興再生特別措置法施行規則（平成二十九年経済産業省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（特許料軽減申請書の様式） **第一条**　福島復興再生特別措置法施行令（以下「令」という。）第三十九条第一項の申請書は、一の申請ごとに様式第一により作成しなければならない。	（特許料軽減申請書の様式） **第一条**　福島復興再生特別措置法施行令（以下「令」という。）第三十九条第一項の申請書は、一の申請ごとに様式第一により作成しなければならない。ただし、特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第百七条第一項に規定する第四年から第十年までの特許料を別に納付する場合は、その都度、様式第一により作成しなければならない。